

福祉有償運送の概要について

1 福祉有償運送とは

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

2 福祉有償運送の登録及び有効期間の更新の登録

福祉有償運送を行おうとする場合は、運輸支局長等の行う登録等を受けなければなりません。

また、登録等の申請にあたっては、市町村等が主宰する地域公共交通会議や運営協議会等において、福祉有償運送の必要性等について合意されていることが必要です。

3 福祉有償運送運営協議会の役割

運営協議会は、次の事項について、地域の関係者が集まり具体的な協議を行います。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 運送の区域
- (3) 旅客から収受する対価
- (4) 旅客の範囲

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとします。

※(2)～(4)については、次ページからの「自家用有償旅客運送（公共ライドシェアハンドブック）」抜粋資料をご確認ください。

※福祉有償運送運営協議会については、道路運送法改正により、地域公共交通会議と統合されましたが、経過措置により地域公共交通会議とみなされます。

(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

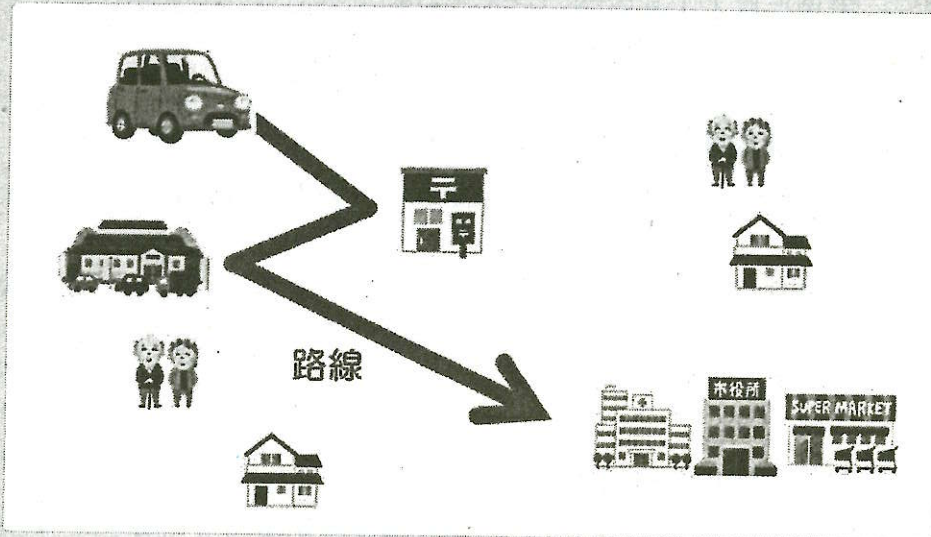
2 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。

2. 運行形態（路線又は区域）

・地域の移動ニーズや、実施する自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の種類に応じて、運行する「路線」又は「区域」を定め、登録申請書に記載します。

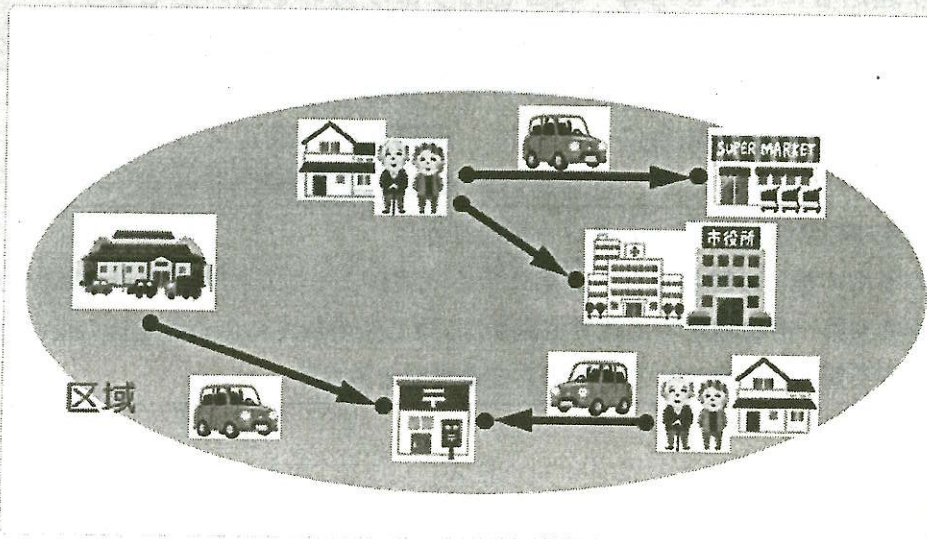
【「路線」を定める運送のイメージ】

- ・運行する路線（運行経路）を定めます。
- ・乗降場所（停留所）や運行時刻（ダイヤ）を定める場合があります。



【「区域」を定める運送のイメージ】

- ・運行する区域（エリア）を定めます。
- ・市町村全体を区域とする場合や、市町村内の一部の地域を区域とする場合があります。
- ・発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが区域内にあること（片足主義）が必要です。



3. 旅客の範囲

- ・実施する自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の種類に応じて、旅客の範囲を定め、登録申請書に記載します。

交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送 （公共ライドシェア）の種類

交通空白地 有償運送

旅客の範囲

- ・地域住民
- ・観光旅客その他の当該地域を来訪する者

福祉輸送を行う 自家用有償旅客運送 （公共ライドシェア）の種類

福祉 有償運送

旅客の範囲

※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人

- ・身体障害者
- ・精神障害者
- ・知的障害者
- ・要介護者
- ・要支援者
- ・基本チェックリスト該当者
- ・肢体不自由その他の障害を有する者

6. 旅客から収受する対価

- ・ 旅客から収受する対価については、以下のとおり、基準が設けられています。

○実費の範囲

旅客から収受する対価の要件は、以下のように定められています。

- ・ 旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

【参考】タクシー運賃の約8割を目安とすることについて

- ・ 区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされています。
- ・ タクシー運賃の約8割はあくまで「目安」であり、上限を示しているものではありませんので、営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の約8割を超えて設定することも可能です。

○設定方法

旅客から収受する対価の設定方法は、以下のように定められています。

- ・ 距離制（例）1km〇円
- ・ 時間制（例）10分〇円
- ・ 定額制（例）1回〇円

※これらのいずれにもよりがたい場合にあっては、地域の実情に応じた運送の対価について地域公共交通会議において協議が調ったうえで、設定を行うことができる

ダイナミックプライシング

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
 - ・ 対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・ 対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

○地域公共交通会議等における協議

- ・ 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）において旅客から収受する対価は、地域公共交通会議等において協議が調ったものであることが必要です。